日本基督教団　関東教区

関東教区通信

No.162　2021年3月14日

発行者　日本基督教団関東教区
総会議長　福　島　純　雄
事務所　〒330-0844　さいたま市大宮区下町3－39
電　　話　048－647－0862
ファックス　048－647－0978
郵便振替　00140－3－67727
Eメール　kantou@air.ocn.ne.jp
URL　http://uccjkanto.holy.jp/index.htm

神の恵みによって今日のわたしがある

コリントの信徒への手紙一 15章10節a

東中通教会牧師　福井　博文

11年間仕えた東中通教会を3月末で退任し隠退することになりました。昭和23年に生まれ、1歳で教団の教会で幼児洗礼を受け18歳で信仰告白し72歳まで40年以上に亘って牧師としての働きをさせていただきました。全共闘世代でありながら牧師の働きを投げず、最後まで教会に仕えやり抜くことができたことを神に感謝します。

振り返ってみますと、教団紛争中は他教団の教会に身を置いていたため、暴力的な問題提起者の直接的影響を受けないでおれました。神学校に進むとき、紛争が収まった後の東京神学大学（学長：竹森満佐一教授）に入学させていただきました。48歳までは教会の使命とあまり向き合わず、社会問題に関わることが牧師の証であると考えていました。

48歳の時に竹森先生の著書『正しい信仰』（東京神学大学パンフレット）により2度目の悔い改めを与えられ、本気で伝統的な教会と共に歩むことを決心させられました。これまで神学大学に紹介されて赴任した地方の教会で、キリストのため自己犠牲する信徒の方々との出会いを通して、絶えず教えられ励まされて来ました。

2020年末からNHK「こころの時代～宗教・人生～」で旧約聖書のコヘレトの言葉が取り上げられており小友聡先生の解説本が出版されています。B.C.160年頃に成立した『ダニエル書』（黙示文学・彼岸への期待）に対しバランスを取るために『コヘレトの言葉』（B,C.150年頃成立、知恵文学・此岸への真摯な向き合い）があてがわれたと言います。

「なんという空しさ」は2018年に出版された聖書協会共同訳で「空の空、一切は空である」に戻されました。この言葉は見える世界においてはすべてのものが変化し安定化することはない。しかしひとつひとつの出会い出来事には必ずそれなりの意味があり、これを大事に生かして行きましょうと言います。「すべてのことに時がある」という表現も、すべての出来事の背景に見えない神の慈しみと人の善意を発見できるという信仰の告白であると言います。

使徒パウロは復活の主に出会うことで、主に仕える働きを生涯の仕事に選びました。そして自分の生の意味を「神の恵みによって今日のわたしがある」という告白で要約しました。パウロの生涯は苦難の連続でしたが、同時に恵みに与ることの連続でもありました。

わたしがこれまで遣わされた教会で教会員に伝えようとしたことの中に、教会を自分の満足のため利用しないように、ということがありました。その意味で、受洗者にも転入会者にも教会生活の意味をしっかり学んでいただきました。ちやほやしない、甘やかさない。神に仕え、人に仕えることを喜びとすることを勧めました。そのため、一部の人から反感を買うこともありました。しかし、その度に神の助けを与えられ守られてきました。こういった経験で、やっと本物の牧師にしていただいたという実感を得ています。感謝の牧師人生でした。

祝　按　手

狭山教会牧師　大久保一秋

皆様のお祈りに支えられ、神様のお許しによって、按手礼を受けることができましたことに感謝いたします。

大宮教会で、先生がたの手が私の頭の上に置かれた時の感覚は、「何という重さ」の一言に尽きます。あの重さはいったいどこから来ていたのかと、ずっと考えてきました。

その答えは、あの日お聞きしたみ言葉の中にあるように思われてなりません。フィリポがガザに下る途上、エチオピアの高官に洗礼を授ける場面です。司式をされた福島純雄先生は、「そこは寂しい道である」（使徒言行録8：26）と繰り返されました。聖霊の導くまま、伝道者フィリポが辿った道は、寂しい道だったのです。

けれども、洗礼を授けられた高官は喜びにあふれました。伝道者が救われた者と共に喜び、聖霊の指し示す道を歩み続ける限り、寂しかったはずの道には、光が差しこんでいます。

中条教会牧師　金子　　智

2020年秋、正教師となりクリスマス礼拝で受洗式と聖餐式を行いました。感謝しつつ行いました。

私は神様の言葉を語らせていただくという仕方で、教会員のみなさんはそれを聴くという仕方で、あらためて福音を受け取り直させていただき、神様から託して頂いた任を行わせて頂くのだと思うと背筋が伸びます。

礼拝を終え、礼拝堂を出るとき、心安らぎ、心満たされ「よし、主に従いゆくぞ！」と決意を新たにする教会を中条教会員みんなで実現していこうと思います。こどもさんびか「主に従いゆくはいかに喜ばしき、心の空晴れて光は照るよ、みあとをふみつつ共に進まん、みあとをふみつつ歌いて進まん。」の教会形成に祈りつつ力を尽くします。

東中通教会牧師　平向　倫明

関東教区は、神学校を卒業して初めて着任した教区でした。着任してから、教団と関東教区の両方の新任教師研修会を体験することが出来ましたが、教団の研修会がキリスト教信仰全般を枠としているのに対し、教区研修会では、その教区が抱える特有の問題が題材とされる生々しい感覚がありました。しかし、それだからこそキリスト教の信仰が本当に生きた信仰なのか、思弁に終始する信仰なのかが問われた思いがしました。「もはや神学生ではないのだ、生ける教会の講壇に立って生ける神の言を語らねばならない」と痛感させられ、緊張を感じた瞬間でもありました。

それから3年が過ぎ、育てて頂きました関東教区から巣立って新しい教区へまいる事になりましたが、生涯、ひたすら神の言を取り次ぐために日々悩み苦しみながらも、御言に励まされ続ける者でありたいと願っております。教団の教師としての最初の3年間を関東教区で過ごせましたことに心より感謝申し上げます。

埼玉中国語伝道所牧師　森永　憲治

按手を受けて正教師になるということは、補教師時代の説教などに加えて、聖礼典を行なう役目を負うということです。洗礼というキリスト者の誕生に関わり、正しい聖餐をもって教会形成をしていく、そしてそれは日本基督教団の正教師として日本基督教団信仰告白に根ざすという、当たり前でありしかし一番大事な点を忘れず、今後任務を全うしていきたいと思います。

昨年11月に行なわれました按手式の中で忘れられないことがありました。それは、前任地であった水戸中央教会の皆様から、思いも寄らぬ形で祝って下さったことでした。辞任してから何年も経っていたので会場で本当にびっくりしました。正教師になることは神様の導きとはいえ、多くの信徒の皆様の支えがあってはじめてなしえるものであることを、感謝をもって肝に銘じたいと思います。皆様ご指導宜しくお願いします。

下館教会牧師（※受按時）　山野　心（しん）

関東教区の諸教会で、青年期から信仰を育てられ、教師として立てられ、准允さらに按手礼を授けられました。福音を宣べ伝え、聖礼典を正しく執り行い、キリストに忠実に従う良い僕として、家族と共に喜んで仕える生活を祈り求めています。

キリストに忠実に仕えた伝道者パウロは、「…この身にふりかかってきた試練に遭いながらも、主にお仕えしてきました」（使徒20：19b）と言います。神の働きに仕える者は、キリストを筆頭に、誰一人として苦難のない道を歩むことはないのでしょう。

パウロは言います。「聖霊は、神が御子の血によって御自分のものとなさった神の教会の世話をさせるために、あなたがたをこの群れの監督者に任命なさったのです」（使徒20：28b）。按手で「この務めを全うするために聖霊を受けよ！」と言われた者として、聖霊に導かれて、主の教会に仕えたいと願っています。お祈りを感謝いたします。

所沢武蔵野教会牧師　渡邊　典子

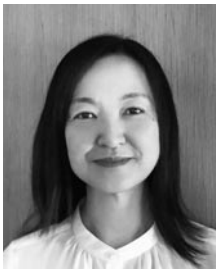

主のご命令「牧師となり福音を宣べ伝えよ」を受けて以来、キリストの出来事を証しし人を真に生かす命と力の御言葉を宣べ伝える器となるべく歩んできました。主が一人の人間を召して牧師を生む準備をし、教会の働きと祈りにおいて按手を受ける運びとなりました。按手礼式では、先生方の手の重みと、何よりイエス様の重みがずっしりと頭とこの身にのしかかり、再創造されたかのごとく新たな覚悟と緊張を覚えました。キリスト者の幸い・希望は教会と御言葉にあります。草は枯れ、花はしぼむが、御言葉は永遠です。キリストに結ばれた者が霊的に生かされ、世に派遣された日々で怯え恐れることなく雄々しく歩む姿が、地の塩・世の光として、キリストの香りとして世に伝わることをも願います。キリストの十字架と復活、聖霊降臨に現される神の救いの出来事を宣教し、聖礼典の執行を許される正教師として、主のために教会のために使命を果たして参ります。

隠退教師の近況報告

隠退教師・パートナー89名の方へ、現金5千円と手作りのクリスマスカードのプレゼントを今年度もお送り致しました。
その折に、次年度からは手作りカードだけとなってしまうことのお知らせをさせていただきました。大変心苦しい思いでいっぱいだったのですが、皆様から、逆に、今までのお礼と温かな励ましをいただいてしまいました。いただいた近況報告から一部をご紹介いたします。（原文のまま）また、教区通信でのご紹介は、今年度が最後となるのではと思われますので、お送りした皆様のお名前をご紹介いたします。（敬称略）

初めてプレゼントをお送りした方々より

クリスマスおめでとうございます。
教区より思いがけないプレゼントをいただき、感謝と共にびっくりです。厳しくなる世、それぞれの教会で御奉仕の皆様の上に神様のお恵みを祈ります。（加藤　久孝）

この度は、クリスマスの賜物をいただきましてありがとうございました。
日本海側の気候との違いを感じつつ、新しい生活のリズムができてきました。
主の平安を祈りつつ。（矢吹　一夫）

美しいクリスマスカードと思いがけないプレゼントをいただきました。主人の入院生活が沢山の方のお祈りとお支えの中に送ることができますことを感謝いたしております。ありがとうございます。（白石多美出　㈹白石伊都子）

クリスマス祝金を有難うございました。命のみ言葉と共に100才までも御名を崇め続けたいと存じます。そして、すべての人に祝福を。メリークリスマス。（鈴木惠子）

☆プレゼントをお送りした皆様方

（地区名は最終任地）

〔新潟〕
上田保代、大澤康子、小淵康而、小鮒　實、酒井博子、榊原喜三郎、鈴木　敏、高橋　稔、角田和子、堀川勝愛、松井和榮、松原ヨシ、真鍋佑一、矢吹一夫、加藤久孝

〔群馬〕
飯野敏明、勇　淑子、内田武士、鎌田正之、木村登茂江、栗原昭正、齋藤康子、指方周一、佐藤謙吉、清水義彦、白川　徹、手島恵子、早川満寿子、ベーケン鵜崎　恵、真壁勝一、森野善右衛門、篠原愛義

〔栃木〕
大津惠子、高崎道子、俊野文雄、益　守栄、宮内常喜、高見信子

〔茨城〕
青木敬和、石坂　大、小倉奎信、加藤玄明、川真田　正、白神宏子、丹羽百代、藤崎　信、吉岡誠人、吉田良行、大森清一

〔埼玉〕
石神　稔、鵜沼義民、遠藤富寿、大木真理、太田玲子、岡本経子、小田原　緑、柿本俊子、新保秀子、風間直次郎、金丸　富、菊池暁一、木俣　修、小海寅之助、齋藤繁子、櫻井義也、笹田愛子、相良佳子、白石多美出、鈴木孜孔、鈴木惠子、田村信征、中村志げ子、西海満希子、野村信子、疋田勝子、平池晃子、広瀬智恵子、藤川成子、藤波陽子、細谷武秀、三浦　修、嶺　澄子、森　淑子、山岡　磐、山岡幸子、山添和加、山田嘉三、山下和子、横山義孝

プレゼント送付後、お礼の電話まで下さった篠原愛義先生が、2月26日にご病気のため召天されました。ご遺族の上に、主の深いお慰めを心よりお祈りいたします。

第70総会期第３回常置委員会報告

教区書記　小池　正造

2月9日に第3回常任常置委員会が、2月16日に第3回常置委員会が、いずれもzoom（リモート会議）と教区事務所・大宮教会での併用で開催されました。

・財務部委員会から2019年度財務審査報告が出されました。
・財務部委員会は、2022年度関東教区謝儀基準検討表を作成し報告しました。
・第70回関東教区総会議事録が承認されました。
・議長報告（地区総会への議長挨拶）について、意見交換をして地区総会へ配布することを可決しました。
・教区活動方針について、新型コロナウイルス禍にある教会・伝道所と寄り添いながら活動をしていくことを土台とした方針にしていくことを確認しました。
・教区教会負担金割賦案について、2020年度当初教会負担金割賦案から2％減の41,633,000円（前年度比マイナス844,000円）として、地区総会配付資料とすることを確認しました。
・2020年度補正予算案について、収入は特別献金、総会献金などの減額により当初予算比マイナス469,000円を組みました。支出は、各部活動費、会議費、旅費交通費、広報通信事務費、教団納付金などの減額により当初予算比マイナス469,000円を組みました。
・2021年度予算案について、収入は教区教会負担金を2020年度当初予算比マイナス2％で計上しました。教区総会が書面で行われますので、総会献金は、0円としました。支出は新型コロナウイルス禍がどのようになるのかが分かりませんので、できる限り前年度当初予算を踏襲しました。ただし、教区総会は書面決議となりますので、140万円を計上しました。会堂・牧師館建築支援基金に100万円を計上しました。
・2021年度教団部落解放センター活動献金の教区目標額を35万円としました。
・2021年度の謝儀互助は、10教会に7,615,000円を互助することを決めました。また、ナルドの壺献金目標額を1,200万円とすることにしました。
・5月26～27日開催予定の第71回関東教区総会について、協議をし、書面による決議とすることを決めました。なお、意見の分かれる可能性のある議案は扱わないことを確認しました。すべての選挙は行わず、任期の1年延期を提案します。
・会堂・牧師館建築緊急貸出基金を会堂牧師館建築支援基金に変更し、貸与と給付を設置します。教区総会に議案として提出します。
・3.11東日本大震災被災10周年を覚える礼拝について、会場を宇都宮教会に変更し、リモート形式の礼拝を行います。説教者は福島純雄議長に変更になりました。

（1）教師異動

春日部教会	辞	白石多美出（主・正）
	就	石橋秀雄（代・正）
越谷教会	辞	鈴木恵子（担・正）
前渡伝道所	就	鈴木　光（代・正）
下館教会	辞	山野　心（主・正）
	就	川真田正（代・正）

教会記録（議事録）の作成について

新型コロナウイルス禍にあって、書面による教会総会を開催された場合の議事録の作成は、以下の点に留意して作成してください。

①日時：書面締切日とする
②場所：「書面決議」と記載
③議事：それぞれの議事について、賛成、反対、棄権の票数を明記する。
④閉会：総会議長、書記が記録を確認し、署名する
なお、返送された書面は保管しておく。

詳細については、教団ホームページ「お知らせ」のサイト、2020年7月8日付「教会・伝道所および教区の書面開催による総会議事録作成について」をご覧ください。

教区事務所だより

主事　金刺　裕美

全世界で新型コロナウイルス感染拡大の脅威により、人々の生活が大きく変わってしまった一年でした。各教会・伝道所でも困難な中で、毎週の礼拝を守っておられることと思います。緊急事態宣言下の中、家庭礼拝も多く聞かれています。収束までには、まだまだ時間がかかりそうです。

◎書類一式を、３月はじめにお届け致します。

教区負担金割賦額案、年度報告書、教区総会関係、社保・教団年金関係等多くの書類を送付いたします。受領後、「送付書類・受領・提出確認表」で書類の過不足を確認し、その後、書類作成担当者へお渡しください。特に、今年度は年度報告書のＢ表・Ｃ表の記入方法が少々変更されていますので、説明書をよく読んでご記入ください。書類の提出期限・通数が決められていますので、遅れないように送付してください。

◎教区ホームページをご活用ください。

各種申請書・年度報告書のフォームがありますので、ご活用ください。年度報告書は作成後、必ずA3版用紙に印刷して２部ずつご提出ください。

◎「自動払込希望科目確認書」提出　16日〆切

多くの教会・伝道所で利用されていますが、新年度も自動払込を希望される場合は、締切日を厳守し確認書をご提出ください。ゆうちょ銀行への払込額通知締切日の関係で、遅れると自動払込ができませんのでご注意ください。

◎2021年度教団年金掛金互助申請書の締切

新年度、年金掛金互助を希望される教会・教師は、地区決裁後、教区事務所に5月末までの必着でご送付ください。6月第1回常置委員会で審議し決定されます。その後の受付はありません。

◎年度末の送金は、お早めに。

ご承知のように、4月1日から新年度扱いになります。3月最終週の送金は、次年度扱いになる場合もありますので、早めにご送金ください。

◎送金料軽減へのご協力をお願い致します。

前号の教区通信でも、お願いいたしましたが、振り込み送金料の軽減等により、経費削減を図りすこしでも負担金を減らしていきたいと願っています。どうぞ、ご理解・協力ください。

社会保険事務だより

保険事務　金刺　裕美

マスク着用・手洗い・うがい・消毒・体温測定などが当たり前の日常になっています。新型コロナウイルス感染予防のワクチンが全体にいきわたるのはいつの事やら。一人一人の注意がとても重要なことになります。みんなで頑張りましょう！

◎健康保険料、介護保険料の料率が改定されます。

2021年3月分より、料率が改定されます。

健康保険料　9.81％→9.80％へ

介護保険料　1.79％→1.80％へ

合計の保険料に変更がある方は（少々下がる）、介護保険料の無い方だけとなります。

◎3月分の自動払込日は、3月25日（月）です。

保険料に変更がある場合には、それぞれの教会で計算して、入金しておいてください。

◎被保険者資格喪失について

退職時には、5日以内に保険者証を返却してください。被扶養者がおられる場合は、全員分の返却となります。

◎新規加入を希望される方について

年度初めは、加入手続き後保険証が手元に届くまでに2.3週間かかります。新規加入に必要な書類がありますので、早めに教区事務所までお問合わせ下さい。

◎協会けんぽ　報酬額報告書の提出について

等級決定（保険料算定）のための大事な届出書です。教会総会において確定された金額を記入し、記入漏れや押印等を確認の上ご提出下さい。特に、保険者番号の記入漏れにご注意ください。

◎4月～6月分保険料は、3月分と変わりません。

新年度、謝儀額に変更があっても加入者全員が、4～6月分の保険料は変更ありません。保険料に変更がある場合は、必ず教区事務所から連絡をいたします。通知の無い間は、変更がありません。

◎被保険者生活習慣病予防健診の受診について

各自が健診機関で予約し、受診してください。1年1回の健診が、けんぽ協会からの補助金を差し引いた額で受診できます。

◎「特定健診受診券」は、ご自宅に届きます。

被扶養者（配偶者）の特定健康診査受診券・パンフレットは、ご自宅に送付されます。

編 / 集 / 後 / 記

2月13日に発生した福島沖地震で、東日本大震災を思い起こした方がおられたでしょう。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という諺があります。私たちは過去に起きた災害で傷つき、今もなお苦しんでいる人がいることを忘れがちになりやすいものです。しかし、こんな時だからこそ、一つひとつのことを思い起こし、主の平安とお守りがあるように祈りたいと思います。特に私たちの身近にある教会、一人ひとりの信徒を憶えて。アンティオキアの信徒がエルサレムのために援助をしたように。（使徒11：27～30）

（森田泰司）

コロナ禍と憲法の危機　―いのちと暮らしを守る視点から―

稲　正樹
靖国・天皇制・憲法問題委員会　学習会要旨

2020年12月8日にズーム会議で行われた、靖国・天皇制・憲法問題委員会での学習会要旨を報告します。稲正樹氏は、元国際基督教大学教授（憲法学）であり、当委員会のメンバーです。

Ⅰ　緊急事態法制とは何か

国家緊急権とは、「戦争・内乱・大規模な自然災害など、平時の統治権をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置を取る権限」である。国家存亡の際に憲法の保持を図るものでありつつ、憲法秩序を一時的にせよ停止し、執行権への権力の集中をもって危機を乗り切ろうとするものであり、立憲主義を破壊する危険性を持っている。

19世紀から20世紀にかけての西洋諸国では、国家緊急権を実定化し、その行使の要件を予め定めておく憲法も現れた（ワイマール憲法48条の定める大統領非常措置権）。日本においては、明治憲法は、「緊急勅令」、「戒厳令」、「非常大権」、「緊急財産処分」により緊急権を定めていたが、日本国憲法においては一切制度化していない。非常事態体制とともに日本を滅亡させた戦争国家を否定し、平和原則と民主主義に徹した危機管理のあり方を探究するという積極的な意味があり、コロナ禍に乗じて、国家緊急権の憲法への導入を主張すべきではない。

従来、緊急事態への対処は、情報、決断性、スピードを有する執行府が、他の部門によって拘束を受けずに統治する地位にあるという主張が通説的な地位を占めてきた。しかし、自然災害やパンデミックなどの危機を、国家安全保障の場合と同様に論じることはできない。情報は分散しており、秘密を守る必要がない。立法府や司法府は、執行府に対応を任せる必要がないと考えられる。地方政府の潜在的な役割が大きく、統治における重要な働きを担う。パンデミックの場合は、異なる部門が協力、論争、対話することを通じて、危機対応を策定することになる。

Ⅱ　憲法からみた日本の対策の問題点

憲法に基づく政治とは、国民の生命と暮らしを守り抜くことにある。新型コロナウイルスに対する政策の基本は、憲法13条で明記されているように、国民の「生命権」を確保するものでなければならない。「生命権」は、国家に生命に対する侵害の排除を求める不作為請求権と生命の保護を求める作為請求権の側面がある。国民が生命を第三者から侵害されようとした際に、国家は国民を保護する責任を負っている。この観点からすると日本の対策には以下の問題がある。

１．少なすぎるPCR検査数

無症状や軽症患者の急増による医療崩壊を恐れ、PCR検査を限定的にしか行ってこなかった。

２．新自由主義的な医療政策の誤り

（１）安倍政権時の「地域医療構想」は、医療費の削減を都道府県の責任で遂行させるべく、「保険制度改革」と「医療提供体制改革」を行った。これにより、国保支出が削減され、「高度急性期」、「急性期」の病床が削減された。また、1998年「感染症法」の制定で、ICU、感染症病床は激減、SARS、新型インフルの蔓延を受けても拡充されなかった。

（２）1937年に創設された保健所は、GHQによる1947年「保健所法」で、公衆衛生の中心機関になったが、1994年「地域保健法」により、保健所の削減が進められた。1994年：847箇所→2020年：469箇所に。保健所は、「地域保健の第一線」から広域的・専門的支援機関へ。また、地方構造改革、市町村合併、財政削減で、保健所統廃合に拍車がかかった。

（３）リストラ・非正規化・雇い止めと生活保護の「適正化」、雇用調整助成金、雇用保険の失業給付が極度に縮小する中でコロナが襲い、女性、非正規労働者を中心に大量の解雇が発生。

（４）自由貿易、規制緩和により、中小企業、農業、自営業が疲弊し、企業の倒産、撤退により、

マスク、防護服、アルコール等の不足が起った。

（5）官邸主導強化で官僚機構が弱体化し、官邸の恣意的対策によって厚生労働省がパンク。地方のリストラによる行政・財政能力が低下したことにより、地方自治体が機能麻痺。

3．休業要請に対する財政的措置が不十分

自粛を要請するのであれば、家にいることができるようにするための具体策を実施しなければならない。現在行われている「要請」は「お願い」であり、従わないこともできる。営業や就労、外出等を禁止できないのは、これらがいずれも憲法が保障する基本的人権だから。勤労の権利（27条1項）、営業の自由（22条1項）、幸福追求権（13条1項）、生存権（25条1項）、居住・移転の自由（22条1項）。これらの人権は「公共の福祉」による制約があるものの、その制限は必要最小限のものでなければならない。

施設や店舗の稼働を制約する場合、重視されなければならないのは、憲法29条3項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のための用いることができる」。狭い意味では土地などの公用収用についてのものであるが、個人の財産である施設や店舗の使用を禁止することは「公共のために用いる」に当たり、「正当な補償」が求められる。また、労働者や一人親方、フリーランスの人たちは、店舗が無くとも働かないと食べていけないのであるから、労働力を私有財産に準ずるものと考え、「補償」がなされるべき。稼働や就労の制限が「要請」レベルにとどまるとしても、その制約性が実質的に強いものであれば、憲法上の「補償」の必要性は強くなる。

4．科学的な判断に基づかない政治的決断

ステイホームと自粛を要請しているが、感染している人と感染していない人を明らかにし、感染している人に対する治療方針を明確にして、対処して行くべき。「PCR検査をすれば医療崩壊になる」と主張する人たちだけを集めた専門家会議ではなく、国民の命を確保するために何が必要なのかを考える科学者の起用が求められる。

5．基本的人権の制約・侵害

感染拡大の防止のためには、権利や自由の最小限の規制はやむをえない。しかし、規制や制約は真に必要な場合にとどめるべきである。現政権は、社会的な同調圧力と感染拡大の結果実現するであろう免疫の獲得により、社会的弱者に犠牲を払わせることで危機を突破しようとしている

Ⅲ　新自由主義政策に代わる選択肢

新自由主義政治から新たな福祉国家政治への転換が求められている。緊急事態への対策として、PCR検査を公費で行う体制を作り、医療機関に対する迅速な補償が必要である。また、困窮に陥っている女性、非正規労働者、零細・自営業者の危機に対応するための措置を恒久化し、介護施設・介護労働者、保育所、保育労働者、地方自治体公務員等に対する財政的支援を行うべきである。

憲法9条が定める平和を創出し、新型コロナウイルスの感染防止を東アジアとの連携の中で取り組むべき。

弱体化した立憲主義と民主主義を強化しなければならない。特に、安倍政権の新自由主義政策の司令塔となってきた「経済財政諮問会議」「国家戦略特区市民会議」「未来投資会議」等の廃止や、官僚の「忖度」を生んだ内閣人事局の廃止・官僚人事制度の改革が必要である。

Ⅳ　あるべき対策の処方箋

公衆衛生緊急事態のための法の支配と良い統治の諸原則は以下の通りであり、日本のコロナ対策と対応は以下の8つの原則に基づかなければならない。

緊急事態対応のすべての側面に関して。①パブリック・コミュニケーションにおける法的確実性と明確性を確保する。②意思決定の透明性を確保する。③ 国際法および人権基準に準拠する。

対応の開始時には、④迅速で協調的かつ集合的な行動を提供する。

緊急事態の間には、⑤緊急措置が健康危機の解決のみを目的としており、他の政策目標の達成を目的としないことを確認する。⑥法律・政策・コンプライアンスの質を高めることを確保するために、監視メカニズムを保護する。⑦外部の（科学者を含む）専門家や利害関係者と連携し、国際的な経験から学ぶ。

緊急事態を超えた行動として、⑧国内および国際レベルでのベストプラクティスの特定と分析に従って法律を改革する。